

# 性能評価手数料規則

〔平成16年5月11日〕  
消安セ細則第4号

改正 平成25年4月1日消安セ規程第1号

平成26年3月20日消安セ細則第4号

性能評価実施規則（平成16年消安セ規程第9号）第3条、第5条及び第6条に規定する性能評価に係る手数料について次のように定める。

第1条 性能評価に係る手数料は、性能評価手数料、変更評価手数料及び性能検証試験手数料とする。

第2条 性能評価手数料及び変更評価手数料の額（消費税別）は、別表のとおりとする。

なお、基本方針評価に係る手数料は、性能評価手数料に含め、別途徴収することとしない。

第3条 性能検証試験手数料の額は、必要とする試験の内容等からみて一般財団法人日本消防設備安全センター理事長（以下「理事長」という。）が実費を勘案してその都度定める額とする。

第4条 手数料の納付は、銀行口座への振込により行うものとする。

なお、振込手数料は申請者負担とする。

2 前項の銀行口座は下記とする。

金融機関名	みずほ銀行 虎ノ門支店
預金種目	普通預金
口座番号	1798780
口座名義人	一般財団法人 日本消防設備安全センター

## 附 則

この細則は、総務大臣の登録の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日消安セ規程第1号）抄

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（改正）

第2条 別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるものは平成25年4月1日をもって、「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

## 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

別 表

性 能 評 価 手 数 料

種類	No.	特殊消防用設備等の区分	手数料の額（単位：千円）
特殊な技術による消防防災システム	1	特殊技術1項目の特殊消防用設備等	2,000
	2	1のうち当該項目が類似の特殊消防用設備等	1,200
	3	特殊技術2項目以上の特殊消防用設備等	3,000
	4	3のうち1項目を除き他の項目が類似の特殊消防用設備等	2,500
	5	3のうち当該項目が全て類似の特殊消防用設備等	2,000
	6	類型の特殊消防用設備等	1,000
高度な消防防災システム	7	高度な消防防災システム	2,000

(注)

1. 特殊技術の項目の数は、消火、警報、避難又は維持管理に係る特殊消防用設備等ごとに1項目として算定する。
2. 「類似の特殊消防用設備等」とは、既に評価した特殊消防用設備等に機能が類似している特殊消防用設備等とする。
3. 「類型の特殊消防用設備等」とは、次に掲げる事項の全てに該当するものをいう。
  - ア 特殊消防用設備等の設計及び開発に係る者が同一
  - イ 特殊消防用設備等の主な構成機器が同一
  - ウ 設置する防火対象物の構造及び設備の状況がほぼ同一
4. 高度な消防防災システムに係る手数料の額は、防火対象物の規模、消防防災システムの内容、既評価システムとの関連等を考慮して、上記の手数料の範囲内でその都度理事長が軽減することができる。
5. 評価の内容等から見て上記の手数料により難しい場合は、上記の手数料の範囲内において実費を勘案してその都度理事長が定める金額とする。
6. 変更評価手数料の額は、上記の性能評価手数料の範囲内において実費を勘案してその都度理事長が定める金額とする。